

福祉タクシー、はり・きゆう等 施術費利用券助成申請の受付を始めます

平成29年4月以降、「福祉タクシー」および「はり・きゆう等施術費」の助成制度を利用される場合は手続きが必要となります。

4月以降も引き続き利用を希望される方、また、これから利用をしようとする方は、利用申請書を提出してください。（現在使用中の福祉タクシー券、はり・きゆう等施術料金割引証は4月以降利用できなくなります。）

福祉タクシー利用の助成

助成します。

有効期限

4月1日～平成30年3月31日

高齢者または障害者の社会参加の促進や通院等に利用していただき、健康の増進を図ることを目的に、町内タクシーの利用料の一部（基本料金）を助成する制度です。

申請手続き

○場所 各総合支所窓口・出張所・福祉課（たちばなヶ

持参するもの

○身体障害者手帳

○療育手帳

療育手帳A・B、精神障害者保健福祉手帳1～3級をお持ちの方および満80歳以上の方

・精神障害者保健福祉手帳

・印鑑

交付枚数

人工透析患者：年間48枚

身体障害者等：年間24枚

満80歳以上：年間12枚

内容

町内のタクシー業者を利用した場合に限り、基本料金を

はり・きゆう等施術費の助成

老後の生活と心身の安定を図り、健康の増進に寄与することを目的に、あん摩・マツ

サージ・指圧・はり・きゆうの施術費の一部を助成する制度です。

利用対象者

満65歳以上の方

交付枚数

最大で年間48枚（1カ月4枚）

内容

町の指定する施術所で、はり・きゆう等の施術を行った場合に、1回につき、1術の場合に700円、併術の場合に800円を助成します。

有効期限

4月1日～平成30年3月31日

日

申請手続き

○場所 各総合支所窓口・出張所・福祉課（たちばなヶ

戦没者等のご遺族の皆様へ 第10回特別弔慰金の申請について

支給対象者

戦没者等の死亡当時のご遺族で、平成27年4月1日（基準日）において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方（戦没者等の妻や父母等）がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給します。

1 平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方

2 戦没者等の子

3 戦没者等の①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹

※戦没者等の死亡時、生計関係を有していること等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。

4 前記1から3以外の戦没者等の三親等内の親族（甥、姪等）

※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

■支給内容
額面25万円
5年償還の記名国債

申請してください。

問い合わせ
福祉課
0820(77)5505

問い合わせ
福祉課
0820(77)5505